

告示第 51 号

南部クリーンセンターにおける廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正をここに公布する。

平成 19 年 5 月 17 日

(木曾広域連合長署名・印)

平成 19 年木曾広域連合規則第 12 号

南部クリーンセンターにおける廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

南部クリーンセンターにおける廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 12 年木曾広域連合規則第 13 号）の一部を別紙のように改正する。

別紙

南部クリーンセンターにおける廃棄物の処理及び清掃に関する  
規則の一部を改正する規則  
新旧対照表

改正後	改正前								
<p>(一般廃棄物の処分場所)</p> <p>第2条 条例第15条に規定する一般廃棄物の処分場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南部クリーンセンター</td> <td style="text-align: center;">長野県木曾郡大桑村大字殿727番地132</td> </tr> </tbody> </table> <p>(手数料の減免)</p> <p>第3条 条例第12条の規定による減免を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火災その他の災害により、構造物の損壊を受けた者</p> <p>(2) 生活保護法の適用を受け、現に扶助を受けている者</p> <p>(3) その他連合長が特に必要と認めた者</p> <p>2 前項に規定する手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第1号)により申請しなければならない。</p>	名 称	所在地	南部クリーンセンター	長野県木曾郡大桑村大字殿727番地132	<p>(一般廃棄物の処分場所)</p> <p>第2条 条例第15条に規定する一般廃棄物の処分場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南部クリーンセンター</td> <td style="text-align: center;">長野県木曾郡大桑村大字殿727番地132</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	南部クリーンセンター	長野県木曾郡大桑村大字殿727番地132
名 称	所在地								
南部クリーンセンター	長野県木曾郡大桑村大字殿727番地132								
名 称	所在地								
南部クリーンセンター	長野県木曾郡大桑村大字殿727番地132								

【改正後】

様式第 1 号（第 3 条関係）

総務課長	所 長	副所長	係 長	係

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日																															
木曾広域連合長 殿																															
住 所																															
氏名又は名称	⑩																														
<p>南部クリーンセンターにおける廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 3 条の規定により、下記のとおり手数料の減額・免除を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">減額・免除の別</th> <th colspan="4">減 額 ・ 免 除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">理 由</td> <td colspan="4" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">減額又は免除の申請額</td> <td colspan="4" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">算 出 根 拠</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">区 分</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">証紙枚数</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">単 価</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">金 額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">持込手数料</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>					減額・免除の別	減 額 ・ 免 除				理 由					減額又は免除の申請額					算 出 根 拠	区 分	証紙枚数	単 価	金 額	持込手数料			円			
減額・免除の別	減 額 ・ 免 除																														
理 由																															
減額又は免除の申請額																															
算 出 根 拠	区 分	証紙枚数	単 価	金 額																											
	持込手数料			円																											
町村記入欄																															
<p>南部クリーンセンターにおける廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 7 条の規定により審査したところ、上記申請は減額・免除の対象として適格と認めます。</p> <p style="text-align: right; padding-right: 50px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(組織町村長)</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>																															

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。